

平成30年度 共同募金配分要領

平成30年2月22日制定

※下線部は平成29年度要領からの主な変更箇所

平成30年度共同募金（地域歳末たすけあい募金を除く。以下同じ。）配分金は、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）に基づくほか、本要領により配分する。

なお、配分にあたっては、社会福祉法人群馬県共同募金会（以下「本会」という。）を窓口とする民間福祉財源も含めて調整する。

第1 配分年度

平成30年度共同募金配分金は、平成31年度（2019年4月1日～2020年3月31日）に実施する事業に対して配分する。

第2 配分財源

平成30年度一般募金及びNHK歳末たすけあいを主な配分財源とし、総合的に調整を図りながら、配分決定は財源別に行うこととする。特にNHK歳末たすけあい配分は、別途定められる全国共通の実施要綱等の主旨に沿って行い、本県では活動基盤の脆弱な小規模事業や児童養護施設入所児童等の自立支援事業などへ重点配分することとする。

第3 配分概要

1 配分対象事業

配分対象事業は次の事業とし、主に申請事業の対象エリア等を基準に広域配分と地域配分に区分する。

- ① 社会福祉法に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業
- ② 更生保護事業法による更生保護事業
- ③ その他非営利な民間社会福祉事業

2 広域配分（NHK歳末たすけあい配分を含む。）

通常配分（施設・設備・備品整備配分、事業経費配分、県社会福祉協議会配分、児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業配分）、団体育成配分（運営費配分）、共同募金運動啓発配分（車両整備配分、特別配分等）の3分類7プログラムとする。

3 地域配分

各市町村支会が策定する共同募金推進計画に基づき、管内の地域福祉の充実を目的とした事業を対象に配分する。

4 配分の重点項目

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や民間福祉団体が主体的かつ分野横断的に取り組む事業に対して、積極的に配分する。

第4 広域配分詳細

1 通常配分

(1) 施設・設備・備品整備配分

① 対象法人・団体・施設等

規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、地域配分の対象とならないもの。

社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体
なお、この要領で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

② 対象事業・経費

地域福祉活動・福祉サービス提供を直接行う場となる建物を増改築・改修・修繕し、または地域福祉活動・福祉サービス提供に直接使用する設備・備品を購入する事業を対象とする。単に施設・設備・備品を整備することを目

的とせず、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、その課題解決に貢献する企画内容であることを確認して配分する。

この要領で「備品」とは、原則として単価10万円以上かつ耐用年数1年以上のものをいう。

建物工事の場合は、申請者が法人格を有することを条件とし、申請法人が所有する建築物または相当期間と認められる貸借契約により民間から借用する建築物に限る。

任意団体が設備及び備品を整備する場合は、原則として当該物品代金を配分対象とするが、設置経費等がかかる場合は物品代金の概ね30%を対象経費に含むことができる。

なお、いずれの事業も消費税を含めて配分対象とする。

おって、介護保険事業に係る申請については、建物の改修・修繕のみを対象とする。

③ 対象外事業

規程第3条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）

④ 配分限度額

配分上限額は100万円とし、配分対象経費総額の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

⑤ 留意事項

- ・申請の際に申請者自身が事業の目的や目標などを具体的に示し、本会が申請者とともにその評価を行いながら配分することとする。
- ・施設・設備・備品整備配分を申請して配分決定を受けた年度の翌年度は、共同募金配分のいずれの申請もできない。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば翌年度も申請できることとする。

(2) 事業経費配分

① 対象法人・団体

規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、地域配分の対象とならないもの。

社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体

② 対象事業

地域福祉の推進を図ることを目的とした次の事業を対象とする。

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

③ 対象外事業

- ・規程第3条に定める事業（特定の個人的活動と思われる事業など。）
- ・他団体又は下部組織への運営費補助事業
- ・会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ・機関誌・広報誌等発行事業（会員、構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合はこの限りでない。）

④ 対象外経費

- ・申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- ・全国大会や研修会等に参加するための経費
- ・飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- ・宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業についてはこの限りでない。）

⑤ 配分限度額及び事業数

配分上限額は1申請者あたり100万円とし、申請事業にかかる経費の75%以下で配分額は千円単位で千円未満切り捨てとする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

なお、配分限度額の範囲内で申請できる事業数は3事業までとし、事業ごとに所定の配分率を適用する。

⑥ 留意事項

- ・事業実施に必要な備品等の購入経費を計上する場合は、事業にかかる経費の2分の1以内とする。
- ・申請の際に申請者自身が事業の目的や目標などを具体的に示し、本会が申請者とともにその評価を行いながら配分することとする。
- ・福祉大会や講演会、研修会などで、毎年定例的に開催するものについては、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、配分対象とする。
- ・同一事業を同様の内容で受配できるのは連続3年までとし、相当期間を空けなければ再申請できない。3年を超えて連続受配を希望する場合及び再申請する場合は、理由を付して申請する。

(3) 県社会福祉協議会配分

① 対象事業

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業、特に福祉の専門性を高める研修や、市町村社協・施設・団体・住民が抱える今日的課題を全県の視野で解決すべく行う諸事業を対象とする。

② 対象外事業

- ・規程第3条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）
- ・他団体又は下部組織への運営費補助事業
- ・会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ・機関誌・広報誌等発行事業（会員、構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合はこの限りでない。）

③ 対象外経費

- ・申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- ・全国大会や研修会等に参加するための経費
- ・備品を購入する経費（申請事業実施に不可欠で購入以外に調達方法がない場合はこの限りでない。）
- ・飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- ・宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業についてはこの限りでない。）

④ 配分限度額及び事業数

配分上限額は1申請者あたり400万円とし、申請事業にかかる経費の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

なお、配分限度額の範囲内で申請できる事業数は5事業までとし、事業ごとの配分率を75%以下とする。

⑤ 留意事項

- ・申請の際に申請者自身が事業の目的や目標などを具体的に示し、本会が申請者とともにその評価を行いながら配分することとする。
- ・福祉大会や講演会、研修会などで、毎年定例的に開催するものについては、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、配分対象とする。
- ・同一事業を同様の内容で受配できるのは連続3年までとし、相当期間を空けなければ再申請できない。3年を超えて連続受配を希望する場合及び再申請する場合は、理由を付して申請する。

(4) 児童養護施設入所児童等の普通自動車免許等取得支援事業配分

① 対象者及び対象事業

(a) 規程第2条に定める者で、児童養護施設や自立援助ホームを経営し、または児童自立支援施設の入所児童を支援する活動を行うものが、普通自動車免許・準中型免許を希望する施設利用者等（2020年3月末日において20歳未満である者に限る。）に対し、免許取得に向けた助言や資金支援を行う事業

(b)群馬県里親の会が、児童福祉法に規定する養育里親または小規模住居型児童養育事業実施者に養育される児童が普通自動車免許取得を希望する場合に、免許取得に向けた助言や資金提供を行う事業（ただし、申請事業完了時点で養子縁組している場合を除く。）

② 対象経費

自動車教習所における教習に要する実費、検定料、試験手数料等

③ 配分限度額

免許取得希望者 1 人あたり 1 5 万円まで（千円未満切り捨て）

④ 留意事項

当配分は対象児童の就労支援の一環として行うものであるため、就労以外の進路を希望する児童への配分は優先順位を下げ、財源が確保できない場合は配分しない。

2 団体育成配分

(1) 運営費配分

① 対象団体

福祉活動を目的として設立された特定非営利活動法人または任意団体で、設立後 5 年（または活動休止等の状態から活動を再開して 3 年）を目安として配分対象とする。地域配分の対象となる法人・団体が当配分を受けようとする場合は、当該地域配分を所管する支会との連携のもとに配分を行う。

② 配分対象外

他団体又は下部組織への助成や会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

③ 配分限度額

1 申請者あたり 1 0 万円を上限とする。（配分額は千円単位）。

④ 留意事項

同一申請者につき年度連続配分は 3 年までとする。

3 共同募金運動啓発配分

(1) 車両整備配分

① 対象法人・団体

規程第 2 条に定める者のうち、次に掲げるもの。

社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人

② 対象事業・経費

地域福祉活動・福祉サービス提供に直接的に日々使用する自動車（原則として新車）を購入する事業を対象とする。単に車両を整備することを目的とせず、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、その課題解決に貢献する企画内容であることを確認して配分する。

原則として次のタイプの車両で、車両本体経費のほか、使用目的に必要な装備等の改造経費・付属品等、受配表示経費、及びこれらに係る消費税を配分対象とする。

- ・福祉車両（車椅子対応・ストレッチャー対応などの障害者向けの装備があるもの）
- ・ワゴン車（乗車定員 7 人以上 10 人以下のもの）
- ・バス（乗車定員 11 人以上のもの）
- ・貨物車（トラック・バンタイプ車両）
- ・その他（特別装備等はないが、利用者の処遇改善に特に必要と認められる車両）

③ 対象外事業

- ・規程第 3 条に定める事業（特定の個人的活動と思われる事業など。）
- ・介護保険事業

④ 対象外経費

- ・取得税・重量税・自動車税・保険料・登録諸費用・リサイクル法関連費用・納車経費等

- ・申請する地域福祉活動・福祉サービス提供に必要な機能以上の機能を有する車両を購入する経費
- ・使用頻度の極端に少ない車両を購入する経費

⑤ 配分限度額

配分上限額は200万円とし、配分対象経費総額の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とするが、車種によっては審査時に別途基準額を設定し、その基準額の75%以下とする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

⑥ 留意事項

- ・申請の際に申請者自身が事業の目的や目標などを具体的に示し、本会が申請者とともにその評価を行いながら配分することとする。
- ・買い替え事業の場合は、現在使用している車両が申請日現在で初度登録年（または初度検査年）から10年以上経過しているもの、または走行距離総数が10万kmを超えているものに限る。
- ・同一申請者が同一年度に他の配分申請をしている場合は、配分審査時にそれを考慮する。
- ・受配履歴、申請車両の使用目的及び使用頻度などを考慮した審査基準等を別途設定することとする。

(2) 特別配分

解決すべき喫緊の福祉課題・地域課題に対する取り組みで、共同募金運動にも好影響をもたらし得る事業について、別途配分基準等を定めて配分する。

第5 地域配分詳細

1 対象法人・団体・施設等

(1) 市町村社会福祉協議会

(2) 規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、主に市町村域内で活動するもの。

特定非営利活動法人、任意団体、その他当該市町村支会が必要と認める団体

(3) 規程第2条に定める者が運営する次の施設・事業

保育所、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、地域活動支援センター、その他当該市町村支会が必要と認める事業

2 対象事業・配分基準等

各市町村支会管内の地域福祉の充実を目的とした事業を対象とし、「第4 広域配分詳細」等を参考に、共同募金配分全体の整合性を図りながら、各市町村支会において独自に配分基準等を設定する。

3 対象外事業・経費等

原則として次の事業・経費は配分対象外とするが、地域の実情によって臨機に対応できることとする。

(1) 対象外事業

- ・規程第3条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）
- ・介護保険事業
- ・会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業

(2) 対象外経費

- ・申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- ・飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- ・宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業についてはこの限りでない。）

4 留意事項

- (1) 地域福祉活動計画に沿った事業など、当該市町村域内全体の中でニーズを調整して実施する事業を優先する。
- (2) 地域福祉の課題解決に向けて、住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先する。

第6 配分に係るその他のルール

- 1 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できない。(児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業配分及び共同募金運動啓発配分を除く。)ただし、主に地域配分の対象となる申請者であっても、地域配分申請とは別事業で、かつ県内広域の福祉向上に資することが見込まれる事業であれば、同一年度に広域配分及び地域配分の申請書を提出できることとするが、配分額算出の際には、双方の申請額を考慮することとする。
- 2 行政からの委託事業は原則として配分対象外だが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象とすることができる。
 - ・委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が概ね6割以下のもの
 - ・小規模事業で、事業を運営する法人・団体の財政基盤が脆弱なもの
 - ・委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの
- 3 第一種・第二種社会福祉事業の施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民など施設利用者以外へサービスや情報を提供するなどを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行う。
- 4 企業等から物品による寄付の申し出があり、規程及び当配分要領の規定に基づいて配分することが難しい場合は、別途定める「物品による寄付の受け入れ及び配分について」により取り扱うこととする。

第7 募金目標額及び配分額の算出並びに計画策定

- 1 一般募金目標額等の算出

過年度配分実績及び喫緊の資金ニーズ等を勘案し、群馬県内で必要とする金額を適切に見積もって一般募金及びNHK歳末たすけあいの目標額を設定する。さらに、募金年度開始前の12月末日現在の市町村別人口を基礎に一般募金目標額を按分し、市町村支会ごとの募金目標額を設定する。
- 2 広域配分額と地域配分額の算出
 - (1) 地域配分額

当該市町村支会の一般募金実績額が募金目標額を超過した場合は、その超過額全額及び目標額の5割を当該支会管内の地域配分額とする。

同募金実績額が募金目標額を下回った場合は、募金実績額の5割を当該支会管内の地域配分額とする。
 - (2) 広域配分額

県全体の一般募金実績額から(1)の地域配分額を減じた額とする。
 - (3) 例外

自然災害等やむを得ない事情により例年どおりの募金活動が実施できなかった場合は、(1)及び(2)によらず状況に応じて配分額を検討する。
- 3 配分計画の策定
 - (1) 県全体の配分計画策定

本会は、1の募金目標額の算出と並行して県全体の配分計画を策定し、広域配分の種類別計画及び地域配分の市町村別金額を示す。
 - (2) 共同募金推進計画の策定

各市町村支会は、(1)で示される地域配分額を基礎に、募金計画及び配分計画等をまとめた共同募金推進計画を策定し、平成30年5月末日までに本会へ報告する。
 - (3) 計画の確定

(1)及び(2)で策定した各計画について、募金運動終了後、募金実績の確定に合わせて計画を見直し確定する。本会は確定した地域配分額を各市町村支会へ示し、支会はその地域配分額を基礎にして確定した計画を2019年5月末日までに本会へ報告する。

第8 配分申請及び審査等、決定

1 広域配分について

(1) 配分申請の受付

- ① 受付窓口：本会事務局
- ② 申請方法：申請希望者は、別途定める所定の書式により申請書を3部作成して提出する。
- ③ 受付期間
 - ・配分申請の募集及び受付は、配分計画策定後に行う。
 - ・通常配分及び団体育成配分については、平成30年8月1日～9月14日とする。ただし、児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業配分については平成31年1月4日～31日とする。
また、特別配分については別途規定する。
 - ・いずれも、郵送による提出を可とし、期間内に必着とする。
- ④ 配分申請に係る留意事項
 - ・建物工事等の見積書は、建築素材や設備等の品名・品番など、より詳細な情報が記載されているものを徴すること。
 - ・車両及び汎用備品については、見積書を複数徴すること。ただし、申請段階の見積書はあくまで参考であり、配分が決定した際には、契約行為を前提とした入札又は見積合わせを実施すること。

(2) 配分申請の審査

配分申請内容の審査は本会配分委員会が行う。審査方法は原則として一次審査（書類審査）及び二次審査（現地調査、面接調査など）とするが、申請内容によって臨機に対応する。また具体的な実施方法については別途定める。

なお、配分審査の基準を別途定め、配分申請受付前に公開して申請希望者に示すことで、よりの確な内容の申請を促すよう努める。

(3) 配分決定

募金実績確定後、平成31年3月末までに配分内容を決定し、4月初旬に開催する配分式において、各申請者へ配分書を伝達する。

2 地域配分について

(1) 配分申請の受付

- ① 受付窓口：各市町村支会事務局
- ② 受付方法・期間等：各市町村支会が設定する。

(2) 配分申請の審査

配分申請内容の審査方法は各市町村支会が定めるが、審査後の配分内容については必ず運営委員会で承認する。

(3) 配分決定

第7-3-(3)で確定した計画の範囲内で、原則として平成31年3月末までに行う。

第9 配分決定後の事業実施

1 広域配分について

(1) 配分金の交付

申請者は、決められた時期までに配分金の交付請求をすること。

本会は、申請者から提出された交付請求書に基づき、金融機関を通じて配分金を交付する。

- ① 施設・設備・備品整備配分について

事業実施後の確定交付とし、業者への支払は本会からの配分金交付後とする。なお、入札又は見積合わせ（複数の見積書を徴取して契約金額を決めること）を実施することを原則とし、それにより総事業費が減額となる場合は、配分額を再計算したうえで交付請求すること。（その際、所定の変更届を添付すること。）

② ①以外の配分について

原則として事業実施前の概算交付とし、事業完了後精算する。

(2) 完了報告等

受配者は、事業終了後1ヶ月以内に完了報告書を提出するとともに、交付済みの配分金に余剰が生じる場合はその額を本会に返還する。

(3) 事業内容の変更

原則として事業内容の変更は認めないが、特に必要のある場合はその理由を付して変更申請し、本会承認後に事業実施すること。本会は、変更申請の承認にあたり、必要に応じて配分委員会で協議する。

2 地域配分について

(1) 配分金の交付

市町村支会は、予め本会から地域配分原資を収受しておき、申請者から提出される交付請求書に基づき、金融機関を通じて配分金を交付する。

交付時期は広域配分に準じることを原則とするが、実情に沿って臨機に対応する。

(2) 完了報告等

受配者は、事業終了後1ヶ月以内に完了報告書を提出するとともに、交付済みの配分金に余剰が生じる場合は、その額を金融機関を通じて市町村支会に返還する。

市町村支会は、これら返還金など配分決定した地域配分の余剰金をとりまとめ、本会に送金する。

本会はその余剰金を市町村支会別に管理し、当該支会から提出される使途計画に基づき再配分する。

(3) 事業内容の変更

原則として広域配分に準じることとし、申請者は市町村支会に対して手続きする。

第10 配分事業の受配表示

1 配分事業における受配表示

受配者は、本会が指定する方法（購入物品にステッカーを貼付するなど。）で受配事業であることを必ず明示すること。特に車両整備配分では、車両本体に規定のサイズで受配表示されていることを確認した後に配分金を交付するものとする。

2 寄付者への周知

受配者が発行している機関紙や受配者が管理するホームページに受配内容を掲載するほか、地域の広報誌に掲載依頼するなど、寄付者へ広く周知するよう努力すること。

3 理事会・総会等での報告

受配者は、受配事業完了後の理事会・総会等で、受配内容について報告すること。

第11 受配事業の管理

1 受配事業の管理

配分金で整備した施設・設備・備品・車両及び事業実施に係る関係書類は、規程第15条に基づき適正に管理し、管理期間（5年間）内での処分を禁止する。やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、書面による処分申請を行い、広域配分の場合は本会、地域配分の場合は支会の承認を得なければならない。（詳細は「配分物件等に係る財産処分承認基準」を参照のこと。）

2 受配者にかかる事項の変更について

受配者は、受配事業の管理期間内に、受配者の名称、代表者、所在地等を変更した場合は、速やかに申請先（本会または市町村支会）へ届け出ること。

第12 その他

1 本会及び支会の連携

より地域住民に身近な配分を行えるよう、本会及び支会相互の連携を密にし、疑義が生じた場合は両者で協議して解決するものとする。

特に、支会での配分申請審査が円滑に実施できるよう、本会の配分委員・臨時委員及び事務局職員が臨機に対応できる体制を整えることとする。

2 委任規定

この配分要領に定めるもののほか、共同募金配分に関し必要な事項は別に定めるものとする。